

第8回教育委員会会議

1 日時 令和6年5月14日（火） 午後3時30分～午後3時55分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
橋本 洋祐	総務課長
山東 昌弘	学校適正配置担当課長
笹田 愛子	学校適正配置担当課長
浅井 俊行	設備管理担当課長
藤堂 秀和	教職員給与・厚生担当課長
乗京 慎二	初等・中学校教育担当課長
川村 晃子	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名
- (3) 案件

議案第61号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案
議案第62号	教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第63号	大阪市学校適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱について
報告第15号	市会提出予定案件（その8）（第1回補正予算案）
報告第16号	令和5年度 争訟事務の委任に係る報告について
報告第17号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について

なお、報告第16号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、報告第17号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第61号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案」及び議案第62号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、特別休暇として「ボランティア休暇」を新設するため、議案第61号の学校園に勤務する技能職員が対象となる「大阪市立学校職員就業規則」と、議案第62号の学校園に勤務する臨時的任用職員が対象となる「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を改正するものである。

改正の理由について、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、災害ボランティアの受け入れを開始されており、今後も息の長い支援・ボランティア活動が求め

られている。ボランティア休暇は、従来、有給休暇としていたが、平成25年に大阪府との均衡を踏まえて無給の職務免除の取扱いとしたところである。今般、改めて国等の状況に鑑みたところ、本市以外の政令市及び都道府県はすべて有給休暇の取扱いであることから、職員の活動を支援していくことを目的として、本市においても有給の取扱いにするものである。

改正内容は、それぞれ記載のとおりであり、施行期日は、令和6年6月1日としたい。参考に、ボランティア休暇の対象となる活動も記載している。

なお、教員などの非現業の正規職員については、市長部局において当局と同様に必要な規則を改正することとなっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 今まで職務免除で無給であったものが有給の特別休暇になることは大変結構ですが、管理職がどのように認定することになるのでしょうか。ボランティアに行きますということで口頭になるのでしょうか。実際の運用についてお聞かせください。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 事前に活動場所や具体的な活動内容等とともに申請いただくこととしております。期間については、実際の活動期間に加え、遠隔地への往復の期間も含めまして5日の範囲内ということになっております。国及び他都市でも同様であると聞いております。活動終了後も活動報告として実際に感じたことや気づいたことなどを報告いただくこととしております。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第63号「大阪市学校適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この大阪市学校適正配置審議会は、市立小中学校、義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策について、教育委員会に意見を具申するために設けられているものである。この度、弁護士である長谷川葵氏から、任期途中ではあるが、委員辞任の申し出があったため、5月31日付で本委員を解嘱し、その後任として弁護士である、高坂佳詩子氏を6月1日付で新たに委嘱したい。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条1項により、「前任者の残任期間」

とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第15号「市会提出予定案件（その8）」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、災害時に避難所ともなる小学校の体育館への空調機整備に向け、PFI手法に係るコンサルタント業務を実施するために必要な予算の補正を行うもので、速やかに市会提出の手続きを行う必要があったため、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により報告するものである。

予算額について、歳入で1,235万8,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、425億3,607万2,000円となっている。また歳出では、物件費に1,235万8,000円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、人件費・物件費をあわせて、2,128億7,227万6,000円となっている。また、コンサルタント業務委託が令和7年度に跨るため、令和7年度までの債務負担行為を設定し、その限度額は2,900万円としている。

その内容について、災害時において、避難所となる小学校体育館には多数の市民が避難することが想定されている。本市防災機能の強化を図るとともに、平時においては、猛暑時等における児童の安全な教育環境の確保を図るため、小学校体育館に早期に空調機を整備する必要がある。空調機の実施には、整備までの迅速性等の観点から、国のマニュアルで示されている業者選定手続きが簡易化されたPFI手法を採用することとし、令和7年度中のPFI事業者による設計・工事等にかかる契約の締結をめざしてまいらる。そのためには、令和6年6月中にコンサルタント業務を委託する事業者を決定しなければ、作業期間の確保が困難であることから、5月市会にて補正予算を計上するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 スケジュールについて、できるだけ早く工事に入ることが望ましいというのはその通りで、簡易化ということで2年前倒しとのことですが、コンサルタント契約を含めて6年度中にアドバイザリー業務が終わって、7年度ぐらいから着工するというようなスケジュールはやはり物理的には難しいのでしょうか。

【浅井設備管理担当課長】 PFI事業は民間事業者が主体となって行っていただく事

業ですので、民間事業者の意向を踏まえつつ、意見交換しながらどういった事業を進めることができるかということが必要になってまいります。本来であればもう少し時間をかけて意見交換をしながらやっていくものなのですが、これ以上短くすると民間事業者との対話や、事業の組み上げというものが時間的に厳しいところがありまして、これ以上の短縮は難しい状況でございます。

【多田教育長】 当初は準備期間が4年ほどかかるというのが標準的な形だったのですが、それを圧縮できないかということで、PFI事業を全市的に総括している市政改革室と調整しまして、マニュアルも改訂いたしまして、できるだけ前倒しするという一方で、なんとかこの日程でいかせていただきたいということで考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第16号「令和5年度 争訟事務の委任に係る報告について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、争訟事務委任規則第1条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務について、同規則第2条により、前年度における事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告するものである。本日ご報告するのは、裁判所関係と人事委員会の事案を合わせて13件である。内訳は、裁判所で判決があったものが4件、継続しているものが1件で、人事委員会関係で終了したものが1件、審議中のものが7件である。

まず裁判所関係の事案について、No. 1及びNo. 4は同一の事案であり、市立中学校に勤務していた教員が、概要に記載の内容について懲戒処分を受け、この処分の取消を求めているものである。事前の人事委員会への審査請求では、令和2年6月に原処分を承認する判決が出ており、第1審判決においても原告の請求が棄却され、原告はこれを不服として控訴したものがNo. 4、最高裁へ上告したものがNo. 1であるが、いずれも本市勝訴ということで確定している。

続いて、No. 2、No. 5及び人事委員会で審議中のNo. 13も同一の事案であり、市立中学校の教員が、No. 2の概要に記載する内容に基づいてなされた懲戒処分の取消を求めた第1審判決がNo. 2で、第1審判決では請求が棄却されたことから、原告はこれを不服として控訴したものがNo. 5で、控訴審については現在継続中である。また原告は人事委員会の判決を待たずに本件訴訟を提起していることから、現在、人事委員会でもNo. 13として審議中で

ある。

続いて、No. 3については、公文書公開請求において本市が行った「不存在による非公開決定」について、請求人である原告が当該決定の取消等を求めたものであるが、原告の訴えは棄却等されている。

次に人事委員会関係の終結事案である。No. 6は、市立小学校教諭が、概要にある行為により分限免職の処分を受け、この処分を不服として審査請求をしていたが、原処分を認容する裁決でもって終結している。

続いて、人事委員会関係の継続事案について、No. 7からNo. 13は、いずれについても大きな動きはない。

また、市長が所管する損害賠償請求事件等で、教育委員会が関連するものの概要などを記載している資料を参考につけている。

報告第17号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

前回4月23日の教育委員会会議にて、各教育ブロック会議のスケジュールの関係で、空白部分のある選定委員一覧をお示ししたが、この度、全委員が揃ったので、その一覧についてご報告申しあげる。

大阪市立中学校の令和7年度使用教科用図書の採択にあたり、「執行機関の附属機関に関する条例」第1条に基づき、教科用図書選定委員会を設置し、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条、第4条第2項及び第5条第2項に基づき次表に掲げる者に教科用図書選定委員会委員を委嘱する。

教科用図書選定委員の任期は、設置期間である委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
